

フィデューシャリー・デューティ（FD）宣言

1. お客様本位の業務運営方針の策定・公表（金融庁原則 1）

当社は、お客様本位の業務運営を実現するための明確な方針を策定し、公表します。

また、その取組状況を定期的に公開し、より良い業務運営のため継続的に見直しを行います。

顧客とは、取引相手だけでなく最終受益者も含めて捉えます。

■ アクションプラン

- 年 1 回、FD 方針の見直し会議を開催し、改善点を反映する
- FD 方針をホームページで公表
- 従業員へ FD 方針研修を実施し、理解度を確認

■ KPI

- FD 方針見直し実施率：100%（年 1 回）

2. お客様の最善の利益の追求（金融庁原則 2）

当社は、高い専門性と職業倫理をもって誠実・公正に業務を行い、常にお客様の最善の利益を追求します。

顧客本位の姿勢が企業文化として根付くよう努めます。

3. 利益相反の適切な管理（金融庁原則 3）

当社は、取引における利益相反の可能性を正確に把握し、適切に管理します。

そのための対応方針を事前に策定し、手数料受領・グループ会社商品・運用先選定などの影響も考慮します。

■ アクションプラン

- 保険会社マニュアルを使用し、従業員へ周知

■ KPI

- 利益相反関連の指摘件数：0 件

4. 重要な情報の分かりやすい提供（金融庁原則 5）

当社は、情報の非対称性を踏まえ、金融商品・サービスの重要な情報を明確かつ平易に提供します。

利益・リスク・取引条件・対象顧客・選定理由・利益相反の有無などを適切に説明し、商品特性に応じて資料や説明方法を工夫します。

■ アクションプラン

- 複雑商品は図解資料を使用し、理解度確認を実施
- 重要情報は赤字・太字などで強調して提示

■ KPI

- 説明不足によるクレーム件数：0件

🌟 5. お客様にふさわしいサービスの提供（金融庁原則6）

当社は、お客様のニーズを把握し、適合性のある商品・サービスを提供します。

ライフプランに基づく提案、類似商品との比較、販売後のフォローアップを適切に行います。複雑・高リスク商品や弱者保護が必要な顧客には、より慎重な対応を行います。

■ アクションプラン

- 類似商品・代替商品の比較表等を用いて提案

👥 6. 従業員への適切な動機づけとガバナンス（金融庁原則7）

当社は、お客様の最善の利益を実現するための研修体制を整備します。

また、各原則の内容を従業員に周知し、業務を支援・検証する体制を構築します。

■ アクションプラン

- コンプライアンス研修を実施
- 不適切販売が発生した場合は原因分析と再発防止策を共有

令和8年6月19日改定